

事業者各位

令和5年1月

再生資源利用・利用促進計画書の工事現場への掲示について

公益財団法人横浜市建築保全公社

事業者さまにおかれましては、日頃から建設副産物の適正処理にご協力いただいているところですが、資源有効利用促進法政省令の改正に伴い、再生資源利用・利用促進計画書の工事現場への掲示が求められることとなりましたので、お知らせいたします。

- 1 工事現場に掲示するもの
再生資源利用計画書・再生資源利用促進計画書（サイズは原則A3）
- 2 運用開始日
令和5年1月1日以降に、新たに契約する工事
- 3 対象工事

公社発注工事のうち「建設副産物情報システム（コブリス（COBRIS）に登録し、再生資源利用・利用促進計画書及び実施書を作成する対象工事は、従前と同じく、再生資源（土砂、砕石、加熱アスファルト混合物）の利用または、建設副産物（建設発生土、Co塊、As塊、木くず）が発生する、請負金額100万円以上（税込）の工事とします。

<問合せ先>

公益財団法人横浜市建築保全公社

技術管理課 技術管理係 TEL 045-349-5217